

【国際研修・共同研究】

第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2） 「教育・研修改善」本邦研修

国際協力部教官

伊藤 淳

第1 はじめに

1 法務省法務総合研究所国際協力部は、2017年1月29日（日）から同年2月11日（土）まで（移動日を含む。）の間、ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ（Viengvilay Thiangchanxay）ラオス国立大学法政治学部長を団長とする研修員22名¹を対象に、第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「教育・研修改善」本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。²

本研修は、2014年7月から開始した「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」³（以下「本プロジェクト」という。）の一環である。

2 ラオスでは、現在、2010年7月から2014年7月の4年間にわたり実施されてきた独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトである「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」（以下「フェーズ1」という。）に引き続き、2014年7月から、本プロジェクトが4年間の計画で実施されている。本プロジェクトでは、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院に法学教育機関であるラオス国立大学を加えた関係4機関をラオス側の実施機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている。

ラオスは、従前、法曹三者を各別に養成していたが、法解釈・法適用の不統一などの問題が生じていたため、法曹養成システムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、2015年1月から、司法省傘下に設置されている国立司法研修所「National Institute of Justice」（NIJ）において、司法省職員のほか、将来、裁判官・検察官・弁護士として活躍する「法曹の卵」の一元的養成を開始した。本プロジェクトでは、前記の法曹養成研修の改善活動において、ラオス国立大学での法学教育、NIJでの教育及び実務での研修教育の改善を扱い、教育・研修改善サブワーキンググループ（以下「教育研修改善SWG」という。）がこの活動を行っているところ、同活動をプロジェクト活動の柱の一つとして位置づけている。

教育研修改善SWGは、これまでの日本の司法研修所や法科大学院等の訪問により

¹ 研修員は、別紙1（研修員名簿）のとおり。

² 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

³ ラオスにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICD NEWS各号（当部ホームページにも掲載）及び当部ホームページ内の「ラオス」、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」等を参照されたい。

得られた知見を有効利用し、法曹養成研修等の改善に取り組む能力の向上を目的とし、前記N I J等において使用する予定の模擬事件記録教材作成等の活動を行っている。また、ラオス側は、日本の法曹関係者が「法科大学院教育→司法修習教育→実務に就いてからの継続教育」を一連のプロセスとして理解し、各段階でどのような目的を設定し何を身に付けさせるのかについて共通認識をもって法曹の育成を実施していることに強く感銘を受けており、プロジェクト活動の中でも、その発想を取り入れて法曹養成の各段階におけるカリキュラム・教授方法の改善や教材開発・利用方法の研究・見直しを行うことを強く望んでいた。

そこで、教育研修改善SWGの活動状況やラオス側の要望を踏まえて、本研修は、教育研修改善SWGのメンバーや、各教育研修段階における講師担当者ら 22 名を対象とし、現在作成している模擬事件記録教材の作成方法や具体的な活用方法及び法曹養成カリキュラムの改善について、法科大学院の訪問及び模擬講義の見学、司法研修所元教官及び法科大学院教授等の講師による講義を通じて知見を提供するとともに、研修員自らが模擬事件記録教材を使用して模擬裁判や模擬起案等を体験し、その結果を踏まえて講師との意見交換や協議を実施することで、ラオスの法曹養成分野が抱える問題点及びその解決策を具体化していくことを目的として実施したものである。

第2 研修内容

1 演習準備及び演習

本研修では、研修員に模擬事件記録教材の利用方法を実際に体験してもらうことで模擬事件記録教材の作成や法曹養成カリキュラムの改善に関する具体的なイメージをもってもらうというコンセプトの下、元司法研修所刑事裁判教官である波床昌則弁護士の全面的な協力を得て、日本の刑事事件の模擬事件記録教材を利用して、ラオス刑事訴訟法に基づいて、研修員自身が、模擬事件記録教材に関する審理計画の検討（争点の整理及び補充捜査事項の検討）、模擬事件記録教材を利用した模擬裁判（証人尋問演習）及び事実認定（判決起案）を行った。⁴

具体的には、日本の刑事事件の模擬事件記録教材をラオス側にも理解できるように若干のアレンジを加えた上でラオ語に翻訳し、研修開始前に、課題を課した上で研修員に配布した。そして、実際の研修では、研修員を4つのグループに分け、各グループごとに、審理計画の検討とその発表、模擬裁判の準備と模擬裁判、事実認定の検討とその発表を行い、発表や模擬裁判の後には波床弁護士や国際協力部教官を交えて、意見交換を行った。

研修員は、ラオスの法曹養成教育に模擬事件記録教材を利用した模擬裁判等の演習というカリキュラムが存在しないことから、初めて行う作業に若干のとまどいを見せる場面もあったが、普段自分たちが行っている業務を模擬記録に基づいて行うもの

⁴ 模擬事件記録を利用した各種演習の概要は別紙3（シラバス）のとおり。

に過ぎないことを理解した後は、準備も演習も問題なく行っていた。

そして、研修員は、自らが現在作成している模擬事件記録教材の具体的利用方法を体験することで、模擬事件記録教材の作成について具体的イメージがわくとともに、模擬裁判自体の研修効果も理解したようであった。



【模擬裁判の様子】

2 意見交換

本研修では、波床弁護士、志賀剛一弁護士、中央大学法科大学院山田八千子教授、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授を交えて、研修員がラオス国内で作成している模擬事件記録教材（民事、刑事について各1事件ずつ）についての意見交換も行った。

意見交換では、最初に、研修員が、各事件の概要と法律上の問題点や、記録作成課程で判明した書類作成上の形式的な問題点などの説明を行い、その後、講師を交えて、各問題点についての対処方法等について議論した。これらの発表・意見交換を通して、研修員は、今後、模擬事件記録教材を作成するに当たって更に考慮しなければならない事項について、実質面（事実認定及び法律上の問題点）及び形式面の両方の面からより深く理解することができた様子であった。実際、研修員からも本研修で指摘を受けた事項について、ラオスに帰国した後に再度検討し、議論の過程を含めて模擬事件記録教材に反映したいという意見が出されており、非常に充実した発表・意見交換となった。



【講師4名との意見交換】

3 施設訪問・見学

本研修では、教え方を学ぶという観点から、司法研修所及び法科大学院で教鞭をとられた経験もある当部阪井光平部長による模擬講義「法科大学院における事実認定教育～刑事～」の見学⁵の他、大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）を訪問し、藤本利一教授及び川上良特任教授による模擬講義「法科大学院における法学教育～民事～」の見学⁶を行った。

ラオスの法曹養成教育では、講師が生徒に一方的に教科書等の内容を説明する、いわゆる大教室による講義形式が一般的であり、いわゆるゼミナール形式はまだまだ少ないところ、阪井部長及び藤本教授らによる講義は、ゼミナール形式をとり、単なる一方的な講義ではなく、学生に対し投げかけをして学生からの反応を踏まえて新たな説明を行っていたことから、研修員は、法曹養成教育におけるゼミナール形式での授業の有効性について理解がより深まった様子であった。



【大阪大学法科大学院での模擬講義の見学】

⁵ 阪井部長が、小職他の日本人職員を学生に見立てて、法科大学院で実際に行う刑事科目の授業を実演し、教授方法を研修員に説明した。

⁶ 藤本教授及び川上特任教授が、大阪大学法科大学院の学生等に対し、法科大学院で実際に行う民事科目の授業を模擬ではあるものの実演し、教授方法等について研修員に説明した。

第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもないが、改めて、講師の先生方、研修監理員チャンタソン・インタヴォン氏、通訳人チッタコン・センタヴォン氏及びマノデート・チュンタヴォン氏、JICA長期派遣専門家、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

第10回ラオス法律人育成強化プロジェクト(フェーズ2)本邦研修

別紙 1

1	ヴィエンヴィライ ティエンチャンサイ
	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY ラオス国立大学法政治学部長
2	ブンティアン ポムマチャン
	Mr. Bounthieng PHOMMACHANH ラオス国立大学法政治学部副学部長
3	ヴィサイ シーハーパンヤ
	Mr. Vixay SYHAPANYA ラオス国立大学法政治学部民事学科長
4	ヴィライ ランカーヴォン
	Ms. Vilay LANGKAVONG ラオス国立大学法政治学部政治学科長
5	ケオピラ アヌヴォン
	Ms. Keophila ANOUVONG ラオス国立大学法政治学部民事学科民事グループ副リーダー
6	ドゥアンマラー カムソンカ
	Ms. Douangmala KHAMSONGKA ラオス国立大学法政治学部教務課長
7	ジヨムカム ブパーリワン
	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH 司法省国立司法研修所長
8	センパチャン ウォンポートン
	Mr. Sengphachanh VONGPHOTHONG 司法省国立司法研修所副所長
9	ベッサマイ サイモンクン
	Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE 司法省国立司法研修所管理・マネジメント・経理部長
10	パッタナ ボーンベン
	Ms. Patthana BOUNPHENG 司法省国立司法研修所裁判所判決執行官育成学科長
11	シーサワン ルアングラート
	Mr. Sisavanh LUANGRATH 最高人民裁判所司法研修所長
12	ブンクワン タヴィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所官房局長
13	ポーンゲーン チャンタナコーン
	Mr. Phougurn CHANTHANAKHONE 最高人民裁判所司法研修所副所長
14	ティッパソーン ラットウォンサイ
	Mr. Thipasone LADVONGXAY 最高人民裁判所司法研修所運営部長
15	ダーヴォン カムシー
	Ms. Davone KHAMSY 最高人民裁判所司法研修所専門官
16	ブンマー ドゥアンマラーシン
	Mr. Bounma DUANGMALASINH 最高人民検察院監査局副局長
17	ヴィラシット シンカヴォンサイ
	Mr. Vilasith SINGKAVONGXAY 最高人民検察院検察官研修所副所長
18	ブワカム パダップディ
	Ms. Bouakham PADAPDY 最高人民検察院監査局副局長
19	カムオン ナムノヴォン
	Mr. Kham on NAMNOUVONG 最高人民検察院検察官研修所研修部長
20	ダーブサダーチャン ウォンサイ
	Mr. Dabeadachanh VONGXAY 最高人民検察院検察官研修所官房長
21	ヴィエンサワン センスリヤー
	Ms. Viengsavanh SENGSOULIYA 最高人民検察院検察官研修所カリキュラム検討・情報部副部長
22	マニチャン ピラパン
	Ms. Manichanh PHILAPHANH ラオス弁護士会弁護士

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 伊藤 淳 (ITO Atsushi)

国際協力専門官 / Administrative Staff 稲本 実穂 (INAMOTO Miho), 岸田 俊輔 (KISHIDA Shunsuke)

第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「教育・研修改善」本邦研修日程表

[教官: 伊藤教官 専門官: 稲本専門官, 岸田専門官]

月日	曜日	9:30	12:30	14:00	17:00
1/29	日	移動日			
1/30	月	9:30 JICAブリーフィング 24階会議室	11:00 11:15 ICDオリエンテーション 稲本専門官 伊藤教官	12:30	14:00 講義①「刑事事実認定」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 24階会議室
1/31	火	9:30 審理計画検討会 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 24階会議室	12:15	12:30 部長主催意見交換会	13:30 14:00 講評・意見交換①「審理計画検討会について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 24階会議室
2/1	水	9:30 模擬裁判における留意点・模擬裁判準備 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 ICD教官	12:00	13:30 記念写真撮影	14:00 模擬裁判準備 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 ICD教官
2/2	木	9:30 ラオス側発表・協議「教材作成における問題点について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 志賀・飯田・岡田法律事務所 志賀剛一弁護士 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	12:30	14:00 Q&Aセッション①「教材作成について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 志賀・飯田・岡田法律事務所 志賀剛一弁護士 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	17:00
2/3	金	9:30 Q&Aセッション②「教材作成について」 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	12:30	14:00 Q&Aセッション③「教材作成について」 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	17:00
2/4	土	移動日			
2/5	日	移動日			
2/6	月	9:30 模擬裁判 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	12:30	14:00 模擬裁判 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	17:00
2/7	火	9:30 講評・意見交換②「模擬裁判について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	12:30	14:00 模擬裁判記録を利用した事実認定検討会 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	17:00
2/8	水	9:30 講評・意見交換③「事実認定検討会について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	12:30	14:00 講義②「法科大学院における事実認定教育～刑事～」 国際協力部 阪井部長 24階会議室	17:00
2/9	木	9:00 講義③「模擬記録教材の利用方法について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	10:30 11:00 法科大学院訪問に関するオリエンテーション ICD湯川教官 国際会議室	12:00	14:00 大阪大学大学院高等司法研究科訪問 「法科大学院における法学教育～民事～」 大阪大学大学院高等司法研究科 藤本利一教授 大阪大学大学院高等司法研究科 川上良特任教授
2/10	金	10:00 統括質疑 ICD伊藤教官 国際会議室	12:00	14:00 評価会・修了式 国際会議室	17:00
2/11	土	移動日			

24階会議室: 大阪中之島合同庁舎24階記者会見室

ラオス本邦研修の進行方法及び事前課題について

1 はじめに

今回の研修では、研修員の皆さんに、模擬事件記録教材の具体的な利用方法について体験してもらうことを予定しております。

研修員の皆さんには、ある刑事事件が警察及び検察院から裁判所に送致された後の刑事手続を実際に行ってもらい、その過程でグループ討論をしていただいたり、日本側の講師等と議論をしていただいたりします。

この研修方法は、日本の法科大学院や司法研修所、実務段階での研修（OJT）でも実際に行われているもので、実務能力を身に着けるために有益だと考えられています。

研修員の皆さんには、このような日本で実際に行われている模擬事件記録を利用した研修を実際に体験してもらうことで、今後、研修員の皆さんが作成する予定の模擬事件記録教材の利用方法として、参考にさせていただければと考えております。

2 研修の概要及び注意点

(1) 研修の概要

今回の研修で扱う事件は、被告人がビルの地下街に通じる階段（公共の場所）で寝ていた人のポケットから財布を盗んだという事件です（ラオス刑法108条1項）。この事件について、警察及び検察院が捜査を遂げた結果、裁判所に事件を起訴したという段階までに収集された証拠を基に研修を開始します。

今回の研修では、研修員の皆さんに、①裁判官の立場から、この事件の争点は何か、補充捜査すべき事項は何かということを考えてもらうこと、②裁判官・検察官・弁護士の立場から、この事件の公判廷で、被告人や被害者に尋問すべきことは何かということを考えてもらうこと、③裁判官の立場から、この事件において、有罪と無罪をどのようにして判断するかということを考えてもらうことをそれぞれ予定しています。

(2) 日本の模擬事件記録を利用していること

今回のような研修は、本来はラオスの模擬事件記録を用いて、ラオスの法律に基づいて行うのが一番有効です。日本の司法研修所等で今回のような研修を行う場合、日本の模擬事件記録を使って日本の法律に基づいて行いますが、外国の模擬事件記録を使って日本の法律に基づいて研修を行うことはありません。

しかし、ラオスにおいては、現在、研修員の皆さんが模擬事件記録を作

成中であり、模擬事件記録自体が存在しません。そこで、今回は、日本の模擬事件記録を使ってラオスの法律に基づいて研修を行うという方法を採ることにしました。

このようなことから、配布された模擬事件記録の中にはラオスでは見慣れない書類があると思いますし、場所や人名等も日本の地名や名前が記載されていることからイメージが湧きづらいこともあると思います。そこで、講師において、日本の刑事訴訟法の仕組みを説明した資料（「模擬事件記録に関する補足説明」）を準備しておりますので、研修が始まる前に模擬事件記録を読む際の参考にしてください。また、質問等があればいつでもラオスに駐在する専門家にしてください。

(3) 教育方法に関する研修であること

今回の研修の目的は、あくまでも、ラオスにおいて法曹実務教育を担当している研修員の皆さんに対し、教育方法に関する研修を行うことにあります。決して、皆さんに対し、日本の刑事訴訟法の知識を提供したり、日本の事実認定の在り方の知識を提供したりすることを目的としていません（ただし、日本における刑事事実認定の手法を紹介することは、ラオスにおける実務法曹教育の在り方一般を考えていただくためにも、あるいは今回の研修のように模擬裁判を用いた場合の教育の効果を上げるためにも、有益であると考えられますので、1月30日（月）午後に講師に講義を行ってもらうことにしました。）。

そのため、あくまで教育方法に関する研修という観点から、研修員の皆さんが、例えば、審理計画において被害者の証人尋問を実施しなくてよいと考えた場合でも、今回の研修の模擬裁判においては、あえて被害者に対する証人尋問を行ってもらうこともあります。これは、研修員の皆さんに、審理計画、模擬裁判、事実認定の全てを体験していただき、その体験した内容に基づいて、教育方法という観点から、日本側の講師等と議論等をしていただきその検討を深めていただきたいという理由からです。

ご理解いただければと思います。

3 審理計画検討会

(1) 進め方

1月31日（火）午前及び午後は審理計画検討会をします。これは、裁判における争点を明らかにし、その立証方法を明らかにするためのものです。

まず、研修員の皆さんには、A、B、C、Dの4つのグループに分かれていただきます（1グループ5名～6名）。

審理計画検討会では、午前、各グループから、下記(2)記載の事前課題について発表してもらい、研修員の皆さん相互で、あるいは、グループ相互で、議論をしていただきます。

その後、同日午後に、日本側の講師等を交えて、主に、教育方法に関する観点から、議論をしていただきます。

(2) 事前課題（研修開始前に考えておいていただきたいこと）

- ① 本件の争点は何と考えますか。
- ② 本件で、公判審理の前に補充捜査すべき事項はありますか。仮に補充捜査すべき事項があれば、その理由も述べてください。
- ③ 本件で、争点に関する判断をするために（判決をするために）、法廷で直接取り調べるべき証拠には何があると考えますか。人証としては誰を尋問すべきですか。それらの証拠を取り調べるべきであると考えた理由を述べてください。

4 模擬裁判

(1) 進め方

2月1日（水）午前・午後、2月6日（月）午前・午後、2月7日（火）午前に模擬裁判をします。この模擬裁判が今回の研修で一番重要です。なお、被害者役及び被告人役はICD教官が行います。

① 2月1日午前・午後は、模擬裁判の準備を行います。

まず、A、B、C、D各グループの中で、裁判官役2名、検察官役2名、弁護士役2名を決めていただきます（別添の表をご利用ください）。

そして、A、B、C、D各グループ内で、裁判官役、検察官役、弁護人役の人が、被告人と被害者に対し、尋問すべき事項を考えてもらいます。尋問時間は、それぞれ20分ずつ（通訳時間込み）とします。例えば、Aグループの裁判官役の人であれば、被告人に対し20分、被害者に対し20分、裁判官として尋問する事項をそれぞれ考えていただきます。

② 2月6日午前・午後に模擬裁判を行います。

当日、A、B、C、Dのどのグループが被告人質問をし、どのグループが被害者尋問をするかを発表します（ですから、2月1日の事前準備の際は、各グループは、被告人と被害者のどちらに対しても質問ができるように準備しておいてください）。

各グループは、発表された役割に従って、被告人質問と被害者に対する証人尋問を行っていただきます。例えば、A及びCグループが被害者に対する証人尋問で、B及びDグループが被告人質問となった場合、A及びCグループは、被害者役のICD教官に対し、裁判官・検察官・弁護士の立

場から、それぞれ20分ずつ（通訳時間込み）、証人尋問を行っていただきます。そして、B及びDグループは、被告人役のICD教官に対し、裁判官・検察官・弁護士の立場から、それぞれ20分ずつ（通訳時間込み）、被告人質問を行ってまいります。

2月6日は、午前と午後、各2グループの模擬裁判を行う予定です。

- ③ 2月7日午前は、模擬裁判に関する講評と意見交換を行います。日本側の講師等を交えて、各グループの模擬裁判について、主に、教育方法という観点から、議論等を行います。

(2) 事前課題（2月1日にしていただく準備の内容）

A, B, C, Dの各グループは、被告人及び被害者に対し、裁判官・検察官・弁護士の立場から質問すべき事項を考えてください。なお、尋問時間はそれぞれ20分ずつ（通訳時間込み）です。

5 事実認定検討会

(1) 進め方

2月7日（火）午後と2月8日（水）午前に事実認定検討会を行います。これは、今回の研修で模擬裁判を実施する事件に関する判決を行うものです。

本来であれば、研修員の皆さんそれぞれに、今回の事件に関する判決を起案していただくのが一番良いのですが、そのような時間がないことから、A, B, C, D各グループに、それぞれ、今回の事件で被告人は有罪か無罪か、どのような証拠に基づいてどのような事実を認定し、その事実からどのようにして有罪、無罪の結論を導いたかを発表してもらい、その発表内容について議論をする形をとることとしました。

- ① まず、2月7日（火）午後に、A, B, C, D各グループに、今回の事件で被告人が有罪か無罪か、その理由について考えたことを発表していただきます。そして、その発表内容についてグループ相互で議論をしていただきます。
- ② その後、2月8日（水）午前に、日本側の講師等を交えて、主に、教育方法という観点から、議論等をしていただきます。

(2) 事前課題（2月7日午前に検討していただきたいこと）

- ① 今回の事件で被告人は有罪かそれとも無罪か。どのような証拠に基づいてどのような事実を認定し、その事実からどのようにして有罪、無罪の結論を導いたかを説明してください。
- ② 被害者の証言は信用できるといえますか。信用できると考えればその理

由を，信用できないと考えればその理由を述べてください。

- ③ 被告人の供述は信用できるといえますか。信用できると考えればその理由を，信用できないと考えればその理由を述べてください。

6 最後に

今回の研修で研修員の皆さんに体験してもらうことは，実際の事件で，ラオスの裁判官・検察官・弁護士が行うことと同じです。ラオスの裁判官・検察官・弁護士も，実際の事件の際，事前準備をしっかりと，審理計画を立て，裁判を行い，事実認定（判決）を行うと思います。

したがって，研修員の皆さんも，今回の研修が始まる前に，模擬事件記録をよく読み，事前準備を十分に行ってください。そのうえで，今回の研修において研修員の皆さんが体験したことが，ラオスにおける法曹実務教育に資することがあれば幸いです。